

令和7年度  
一般廃棄物処理実施計画

安達地方広域行政組合  
令和7年4月

# 令和7年度安達地方広域行政組合一般廃棄物処理実施計画

## 1 総則

### (1) 目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項に基づき、一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を明確にし、二本松市、本宮市、大玉村で発生する一般廃棄物の減量、再資源化及び適正処理等に関して必要な事項を定める。

### (2) 計画区域 二本松市、本宮市、大玉村全域

### (3) 計画期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 2 ごみ処理実施計画

### (1) 排出量の見込み（令和6年度実績参考）

項目	家庭系[t]	事業系[t]	公共搬入[t]	合計[t]
可燃ごみ	16,445	5,209	197	21,851
資源ごみ	3,710	17	23	3,750
不燃ごみ	1,004	52	26	1,082
計	21,159	5,278	246	26,683
(内、可燃系粗大)	(436)		(8)	(444)
(内、不燃系粗大)	(210)		(17)	(227)
(内、廃小型家電)	(21)			(21)

### (2) 内、災害廃棄物処理計画量

項目	計画量	備考
可燃ごみ	年間処理量×分担率5%以下	災害廃棄物等の要処理量の試算と処理施設における処理可能量との比較検討による。
不燃ごみ	年間処分量×分担率10%以下	

### (3) ごみの発生抑制・再資源化計画

#### ① 普及・啓発活動

住民のごみ分別意識を高めるため、地域と連携した環境学習を推進し、出前講座等の情報提供機会など普及・啓発活動を行う。

#### ② 分別の推進

構成市村から住民へ、紙、プラスチックの分別など再資源化向上へ向けて積極的に適正分別排出方法を周知する。

#### ③ ごみの有料化

安達地方広域行政組合手数料条例第2条の規定に基づく項目の有料化を継続するとともに

に、今後について、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化など住民の意識改革を目的とした一般廃棄物の適正処理について構成市村と協議検討する。

④ 事業系一般廃棄物の発生・排出抑制

事業所から組合施設へ搬入される一般廃棄物の減量化、再資源化において適正処理が図られるよう事業所に対し要請を行う。

⑤ 産業廃棄物の排除及び減量化の徹底

事業系一般廃棄物に産業廃棄物（安達地方広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第18条及び安達地方広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第6条に定めるあわせ産廃物（紙くず・木くず・繊維くず・ゴム製品くず（タイヤを除く。）・その他可燃性の固形物（プラスチック製品を除く。）・不燃物で埋立処理を要するものについては、管理者が特に認めたもの）を除く。）が混入して搬入されるのを防ぐため、抜き打ちでゴミ袋を開封し中身を確認し、持込んだ業者に指導する。

(4) 収集・運搬計画

① 収集回数及び収集方法

分類	種類	収集回数	収集方法	その他
家庭系	可燃ごみ (燃やせるごみ)	週2回	指定袋によるステーション方式	自己搬入
	ビニール・プラスチックごみ	週1回	指定袋によるステーション方式	自己搬入
	資源ごみ	週1回	コンテナボックス、指定袋及び梱包によるステーション方式	自己搬入
	プラスチック製容器包装	週1回	指定袋によるステーション方式	自己搬入
	ペットボトル	週1回	コンテナボックスによるステーション方式	自己搬入
	不燃ごみ (破碎・埋立)	週1回	指定袋によるステーション方式	自己搬入
	粗大ごみ	月2回	申し込み制度による個別収集方式	自己搬入
	有害ごみ (水銀入器具)	週1回	電池回収袋によるステーション方式	自己搬入
随時		拠点回収(構成市村窓口)	市村搬入	
事業系	可燃ごみ		収集運搬許可業者による搬入	自己搬入
	資源ごみ		収集運搬許可業者による搬入	自己搬入
	不燃ごみ			

② 収集車両台数（委託車両）

種別	台数	収集区域	積載量
可燃ごみ(燃やせるごみ)	2台	二本松地区	3トン
	2台	東達(安達・東和・岩代)地区	3トン

	3台	南達(本宮市・大玉村)地区	3トン
ビニール・プラスチックごみ	2台	二本松市、本宮市、大玉村全域	2トン
資源ごみ・不燃ごみ(破碎 するごみ、埋立ごみ)	3台	二本松地区	2トン
	3台	東達(安達・東和・岩代)地区	2トン
	3台	南達(本宮市・大玉村)地区	2トン
プラスチック製容器包装	2台	二本松市、本宮市、大玉村全域	2トン
ペットボトル	3台	二本松市、本宮市、大玉村全域	3トン
粗大ごみ	1台	二本松市、本宮市、大玉村全域	3トン

(5) 収集運搬の許可

- ① 許可申請受付を申請年度の前年度2月(年1回)に受付をする。
- ② 既存許可業者により一般廃棄物の適正な収集・運搬が実施されていることから、法令の改正など必要が生じた場合を除き、新規事業者の受付は原則許可しない。

(6) ごみの排出基準

区分	方法	
排出時間	収集日当日の午前6時から午前8時まで	
収集時間	午前8時から	
排出方法	燃やせるごみ	指定ごみ袋へ入れる。
	木製品・剪定枝	太さ10cm以内を直径35cm×長さ60cm程度とし、ひも等で束ねる。
	ビニール・プラスチックごみ	指定ごみ袋へ入れる。
	空きカン・空きびん	ステーションに設置しているコンテナへ入れる。
	紙類・段ボール類	ひも等で十字にしぼる。
	プラスチック製容器包装	指定ごみ袋へ入れる。
	ペットボトル	ステーションに設置しているコンテナへ入れる。
	廃乾電池	ステーションに配布している専用回収袋へ入れる。
	粗大ごみ	構成市村廃棄物担当課へ収集の申し込みをする。 収集日は、毎月10日、25日の平日とし、土曜日、日曜日、祝祭日の場合は、その翌日とする。
	災害廃棄物	受入基準に基づく

(7) 搬入基準

区分	内容		
搬入時間	委託収集及び 自己搬入	平日	午前8時30分から午前11時30分まで 午後1時00分から午後4時30分まで
		土曜	午前8時30分から午前11時30分まで
	災害廃棄物		受入基準に基づく

## (8) 中間処理計画

## ① 通常廃棄物

廃棄物の種類	主体	処理方法	処理量[t]	
可燃ごみ、ビニールごみ、粗大ごみ及び不燃ごみ破碎後の可燃物、資源物処理後の可燃性残渣物	組合 (委託)	焼却処理	21,818	
紙類		再資源化	直接 資源化	1,471
布類				299
びん類			中間 処理	663
鉄くず類				76
スチール缶				103
アルミ缶				170
破碎機排出物(磁性物含む)				368
プラスチック製容器包装		協会	容り法に基づく	481
ペットボトル		協会	容り法に基づく	263
不燃ごみ	組合 (委託)	破碎処理・手選別処理	1049	
廃乾電池	外部処理	再資源化	29	
廃蛍光灯	外部処理	再資源化	4	
計			26,794	
(内、廃小型家電)	指定業者	小電力法に基づく	(16)	
(内、粗大ごみ)	組合 (委託)	(破碎・焼却)	(671)	

## ② 内、災害廃棄物

廃棄物の種類	主体	処理方法	処理量[t]
可燃性廃棄物	組合 (委託)	焼却処理	1,092
不燃性廃棄物		破碎処理	105

## (9) 最終処分計画

## ① 通常廃棄物 (令和6年度実績参考)

廃棄物の種類	主体	処理方法	処理量[t]
焼却灰	組合 (委託)	埋立処分	3,125
ガレキ類、残渣類			473
計			3,598

## ② 内、災害廃棄物

廃棄物の種類	主体	処理方法	処理量[t]
焼却灰	組合 (委託)	埋立処分	313
ガレキ類			47

(10) ごみ出し支援戸別収集

令和2年1月より開始した、地域の生活環境の保全及び維持向上を図り、従来の廃棄物処理体制から高齢化社会に対応した廃棄物処理体制への構築を目的とするごみ出し支援戸別収集業務について、構成市村との連携を密に更なる発展となるよう協議の上対応を図る。

(11) 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理に係る方向性について、二本松市、本宮市、大玉村それぞれの災害廃棄物処理計画若しくは地域防災計画に基づき協議を図り、既存処理施設の対応能力に基づいた処理計画を検討する。

(12) 処理困難物

処理困難物として規定する内容は以下のとおりとする。

区分	内容
自然物	石、岩、砂、砂利など
家電リサイクル法対象品	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
PCリサイクル法対象品	デスクトップパソコン、ノートブックパソコン、ディスプレイ
自動車リサイクル法対象品	本体、外装品、エアバック付ハンドル、シート、タイヤ、ホイール、足回り類、燃料類、バッテリー
圧縮容器類	消火器類、ガスボンベ、キャンプ用ガスカートリッジなど
危険類	燃料類、塗料類、大量の粉末類など
自然発火物	花火、マッチ、発煙筒など
劇・毒物類	化学薬品、農薬、シロアリ駆除等殺虫剤など
家屋解体物	基礎コンクリート、地下埋設物など
産業廃棄物	組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例に規定する合わせ産廃以外の産業廃棄物 ※農業、個人事業、寺・神社、NPO法人、祭り実行委員会などが該当
特別管理一般廃棄物	PCB使用部品、排水銀、ばいじん、燃え殻、汚泥、感染性一般廃棄物
特別管理産業廃棄物	廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物、廃水銀等、指定下水汚泥、鉍さい、廃石綿等

(13) 処理施設の概要

区分	名称	所在地	処理能力	処理方式	稼働開始
焼却施設	もとみやクリーンセンター	福島県本宮市本宮字作田113	80t/24h (40t×2炉)	全連燃焼方式 ストーカ式	平成15年4月
破砕処理	リサイクルプラザ*		18.6t/5h	横型低速 二軸回転式	
資源化施設	ペットボトルヤード*		1.5t/5h	油圧プレス式	平成22年4月
	リサイクルセンター-(スチール)		2.0t/5h	油圧一方縛式	
	リサイクルセンター-(アルミ)		1.0t/5h	油圧一方縛式	
	リサイクルセンター-(プラ)		6.0t/5h	手選別	
	びん類ストックヤード*	94.5 m <sup>3</sup>	手選別	平成3年10月	

	紙・布類ストックヤード		300.61 m <sup>3</sup>	手選別	平成 29 年 4 月
	小型家電選別施設		1.0t/5h	手選別	
最終処分場	東和クリーンヒル	福島県二本松市太田字寺沢61	埋立面積 13,000 m <sup>2</sup> 埋立容量 103,000 m <sup>3</sup>	サンドイッチ方式	平成 12 年 10 月

### 3 生活排水処理実施計画

#### (1) 排出量の見込み（令和6年度実績参考）

項目	処理量
生し尿[kl]	4,193
浄化槽汚泥[kl]	36,733
計[kl]	40,926
生ごみ[t]	46
農集排脱水汚泥[t]	171

#### (2) 災害廃棄物処理計画量

項目	処理量	備考
災害廃棄物	3.5t/日	令和2年11月許可業者定例会決定事項に基づく（生し尿処理量の余裕分とする。）

#### (3) 推進計画

計画的な公共下水道整備事業や農業集落排水事業、合併処理浄化槽の普及などの基本方針を定め、生活排水処理を推進し、生活排水処理施設の整備については、各施設の特性を生かし、地域の実情に応じた適正な整備手法を選定する。

#### (4) 収集・運搬計画

##### ① 収集車両台数（許可車両）

種別	台数	収集区域	積載量
生し尿・浄化槽汚泥	22	二本松市、本宮市、大玉村全域	2～4トン

収集車両台数（委託車両等）

種別	台数	収集区域	積載量
生ごみ	1	二本松市、本宮市、大玉村全域	2トン
農集排脱水汚泥	1	大玉村	0.35トン

##### ② 収集運搬の許可

ア 許可申請受付を申請年度の前年度2月（年1回）に受付をする。

イ 既存許可業者により一般廃棄物の適正な収集・運搬が実施されていることから、法令の改正など必要が生じた場合を除き、新規事業者の受付は原則許可しない。

(5) 中間処理計画

膜分離高負荷脱窒素処理方式及び高度処理により、し尿・汚泥を安全かつ衛生的に処理する。さらに、処理後に発生する汚泥、農業集落排水脱水汚泥、圏域内施設等から発生する生ごみについては、炭化処理して『かんきょう炭』の名称で肥料の15kg入り袋詰めに住民に還元し再生利用する。

(6) 最終処分計画

資源化できない残渣及び再利用できない『かんきょう炭』について、もとみやクリーンセンター（ごみ焼却施設）で焼却処理する。

(7) 処理施設の概要

区分	名称	所在地	処理能力	処理方式	稼働開始
汚泥再生処理	あだたら環境共生センター	福島県二本松市上竹2-172	生し尿 23kl/日 浄化槽汚泥 107kl/日 生ごみ 500kg/日 農集排汚泥 75kg/日	膜分離高負荷脱窒素処理方式+高度処理（活性炭吸着処理）	平成17年4月